

# 意匠法の問題圏 第11回

## —— 保護対象 V 部分意匠⑤

京橋知財事務所 弁理士

(一社)日本デザイン保護協会 意匠研究会 会員 梅澤 修

### V. 部分意匠

#### 4. 部分意匠の意匠権侵害

##### 1) はじめに

平成10年改正当初から、部分意匠とは何かについて議論があった。これは、主として、部分意匠の類否判断において、「意匠登録を受けようとする部分」以外の部分を考慮すべきか否か（要部タイプか独立タイプか）の問題として議論されている。しかし、この議論は、類否判断において「見比べるもの」（対比意匠）は何か<sup>\*1</sup>、さらには、「部分意匠において「意匠」とは何かの認識」<sup>\*2</sup>、すなわち、部分意匠の基本的な解釈や認識の相違に遡る問題と思われる。

部分意匠の基本的認識については、2つの解釈がありうる。一つは、「物品の部分の形態」（意2条1項）と定義される部分意匠は、現実的に存在する「物品の部分に係る意匠」と解する「実存説」である<sup>\*3</sup>。他の一つは、部分意匠と全体意匠とは、「意匠登録を受けようとする方法・対象が異なる出願」<sup>\*4</sup>であり、部分意匠の出願は、全体意匠とは異なる形式の出願であり、部分意匠は、同じ「物品に係る意匠」についてその要部を指定したものであるとする「出願形式説」である<sup>\*5</sup>。

部分意匠の類否判断の手法としては、「意匠登録を受けようとする部分」以外の部分を考慮すべきということから、「要部タイプ」が妥当であり、多数説と解されている。しかし、「実存説」も、「物品の部分の形態」以外の要素（「意匠に係る物品」や「位置等」）について、全く考慮しないのではなく、「物品の部分の形態」（部分意匠）の美感に影響するかりぎは考慮するものである<sup>\*6</sup>。また、学説の多くは、部分意匠の定義（意2条1項）は、出願意匠のみな

らず公知意匠にも通用するとしている<sup>\*7</sup>。裁判例も同様に部分意匠の実存を肯定するものが多い、特に、侵害訴訟では、被告意匠を部分意匠として特定している<sup>\*8</sup>。したがって、類否判断において「意匠登録を受けようとする部分」以外の部分を考慮することから、「要部タイプ」を主張する場合でも、部分意匠とは何かという点では「実存説」を採っている論者が多数であると解される。

以下、「実存説」の立場で、部分意匠とは何かという観点を意識して、部分意匠の意匠権侵害について検討する。

- \*1 佐藤恵太「部分意匠の権利範囲に関する覚書」『知的財産と現代社会（牧野利秋判事退官記念）』（信山社 1999年）692頁参照。
- \*2 斎藤瞭二「部分意匠二三の問題」『知的財産権その形成と保護—秋吉稔弘先生喜寿記念論文集』（新日本法規出版 2002年）609頁参照。
- \*3 佐藤前掲、斎藤前掲が、「実存説」の代表的な考え方といえよう。
- \*4 特許庁『意匠審査基準』（以下、『基準』という）（61.1.1）73頁、『平成10年改正意匠法意匠審査の運用基準』（6.3）66頁参照（特許庁HP）。
- \*5 詳しくは、本連載第7回、8回（部分意匠①、②）（DESIGN PROTECT No.101, 102）を参照されたい。なお、出願形式説を明確に示した学説等はあまりないが、鈴木公明「包含関係にある複数の部分意匠の実務的意義」（日本大学法学部知財ジャーナルVol.3（2010）86頁）の「要部説」が参考となる。すなわち、「要部説とは、一意匠一出願（意匠法7条）の理念を堅持し、出願の単位としては意匠に係る物品全体を前提としつつ、意匠の要部を実線により現すと共に、それ以外の、要部でない部分を破線で現し、これを前提に類否判断等が行われるとする考え方である。」鈴木同書87頁は、この要部説が妥当としている。
- \*6 詳しくは、本連載第7回（部分意匠①）（DESIGN PROTECT No.101）参照。佐藤前掲および、斎藤前掲参照。
- \*7 加藤恒久「部分意匠論」（尚学社 2002年）188頁。吉原省三「部分意匠の問題点」『知的財産と現代社会（牧野利秋判事退官記念）』（信山社 1999年）114頁。満田・松尾編

『注解意匠法』（青林書院 2010年）〔森本啓司〕154頁。茶園成樹「意匠の利用について」（知的財産法研究2003-12-No.129）6頁は、「登録部分の意匠の侵害が争われる場合に対比対象となるのは、被告が製造、販売等を行う物品（「イ号物品」）の全体意匠における部分意匠に相当する部分である。これは、部分意匠制度が物品の特徴的な部分の創作を効果的に保護することを目的としたものであることによるのであるが、対比対象もまた（部分）意匠である。同制度は、部分意匠として物品の部分に係る意匠の成立を認めるものであり、意匠登録を受ける対象としての部分意匠のみならず、イ号物件に関しても、全体意匠とともに全体意匠の部分の意匠が存在することになるからである。」と指摘する。

\* 8 後詳説するが、本連載第8回（部分意匠②）（DESIGN PROTECT No.102）、および、拙稿「『造形デザイン』の知財判決紹介（9）「サンダル」事件-部分意匠の類否判断における対比意匠（被告意匠）の認定-」（特許ニュース No.13605, H25.11.22）を参照。

## 2) 登録部分意匠の実施

### ①「意匠に係る物品」の製造等

「意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を占有する。」（意23条）そして、「意匠について「実施」とは、意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為をいう。」（意2条3項）。したがって、意匠権における「登録意匠の実施」とは、「登録意匠に係る物品を製造等する行為」であるが、この場合、製造等されている物品の意匠は、当該「登録意匠」であり、登録意匠の実施において、製造等されている「登録意匠に係る物品」は、特定の形態を具備した「物品」である。以下、「製品」という場合は、この具体的な意匠を具備した物品を意味する。

意匠権侵害において問題となるのは、このような具体的な「被告製品」である。したがって、登録意匠の実施と評価される「製品」は、登録意匠がそこに視認されるものである。また、被告製品に、「登録意匠又はこれに類似する意匠」が視認されるならば、被告製品は侵害品といえよう。

### ②部分意匠の実施

登録意匠が部分意匠の場合、その登録部分意匠の

実施とは、「登録部分意匠に係る物品を製造等する行為」である。例えば、登録意匠の願書に記載された「意匠に係る物品」が「自転車」であり、「自転車のハンドル部分の形態」に係る登録部分意匠の場合、この登録部分意匠の実施とは、通説としては、登録された「ハンドル部分の形態」を有する「自転車」を製造等する行為である\*9。

したがって、登録部分意匠の意匠に係る物品である製品（自転車）において、その一部に登録部分意匠（自転車のハンドル部分の形態）が視認されるならば、その製品は登録部分意匠の実施品と判断される。

### ③部分意匠の意匠権侵害

部分意匠の意匠権侵害については、被告製品において、その一部に登録部分意匠と同一又は類似する意匠（部分意匠）が視認できるならば、被告製品の製造等の行為は意匠権侵害となる。登録部分意匠と被告製品の全体意匠は同一又は類似しなくても、登録部分意匠と「同一又は類似する部分意匠」が被告製品の全体意匠に包含されていると判断される場合には、登録部分意匠の意匠権侵害となる可能性がある。いわゆる、「利用関係による侵害」が成立するといえよう\*10。部分意匠の侵害訴訟の裁判例で、利用関係を明示したものはないが、被告製品において登録部分意匠に相当する部分を「被告意匠（部分意匠）」として認定し、部分意匠同士の類否判断をしているものがほとんどである\*11。

したがって、部分意匠の意匠権侵害においては、①被告部分意匠の特定、および、②登録部分意匠と被告部分意匠の類否判断が侵害成否のポイントとなると思われる。部分意匠の類否判断については、本連載の前回（第10回）において詳説したところであり、ここでは、「被告部分意匠の特定」に焦点を当てて検討する。

\* 9 吉原前掲116頁によれば、「自転車のハンドル部分について部分意匠の登録を受ければ、自転車の他の部分の形状がどのようなものであっても、その部分意匠のハンドルを用いている限り、部分意匠の実施となる。」

\*10 特許庁編『工業所有権法逐条解説〔19版〕』（特許庁HP）1127頁参照。茶園成樹「利用関係による意匠権侵害について」（DESIGN PROTECT 2014 No.103 Vol.27-3）10頁は、「登録意匠の利用に関する意匠法26条が前提としている、登録意匠またはこれに類似する意匠を利用することによる意匠権侵害」を「利用関係による侵害」というとしている。

\*11 後詳説するが、前掲\*8参照。

### 3) 被告製品と被告意匠

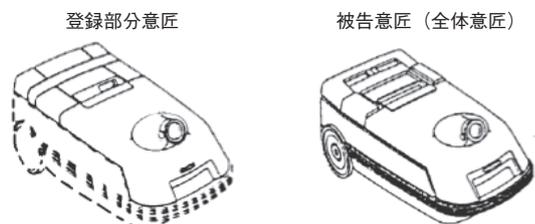
#### ①被告製品における全体意匠と被告意匠との区別

【図1】に示すように、「出願形式説」では、登録部分意匠と対比される被告意匠は電気掃除機本体（被告製品）の「全体意匠」と解される\*12。これに対し、「実存説」では、被告意匠は電気掃除機本体（被告製品）の「上面部分の部分意匠」（被告製品の一部に包含された部分意匠）と解される\*13。

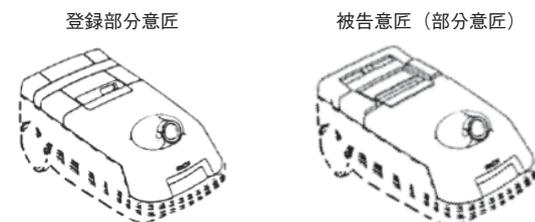
登録部分意匠は、「物品の部分の形態」であり、実存説では、「物品全体の形態」（全体意匠）とは別個に自存する意匠と解される\*14。したがって、登録部分意匠と対比される被告意匠も、被告製品全体意匠ではなく、被告製品に包含されている部分意匠と捉える。これに対して、部分意匠を「実線等で要部を特定した」出願形式における意匠と解する出願形式説（要部説）は、部分意匠の意匠登録出願に係る意匠はあくまで全体意匠であると解するため、被

#### ●図1 登録意匠に係る物品「電気掃除機本体」、被告製品「電気掃除機本体」

<出願形式説（要部タイプ）>



<実存説（独立タイプ）>



告意匠は被告製品全体意匠と解することになる\*15。

意匠法2条1項において、「物品の形態」（全体意匠）と「物品の部分の形態」（部分意匠）とが、いずれも「意匠」として定義されている以上、被告製品の全体意匠と被告製品の部分意匠とを区別する必要がある。また、ほとんどの裁判例において、被告製品全体意匠とは区別された、登録部分意匠に相当する被告部分意匠を認定している。意匠法の規定に則って判断するならば、当然の帰結といえよう。

#### ②裁判例

以下に見るように、部分意匠の侵害訴訟においては、被告意匠を被告製品の全体意匠と区別して、被告製品の一部を構成する部分意匠として認定している。なお、下記以外の部分意匠の侵害事件では、被告意匠の特定が明確ではないが、ほとんどが、被告意匠の構成としては「部分の形態」のみを認定し、本件登録部分意匠の「要部」としては、「部分の形態」のうちの一部の構成態様を認定している\*16（下記のアンダーラインは筆者）。

ア) 大阪地判平成17.12.15(平16(ワ)6262号、判時1936号156頁、判タ1214号268頁)〔化粧用パフ事件〕【図2】

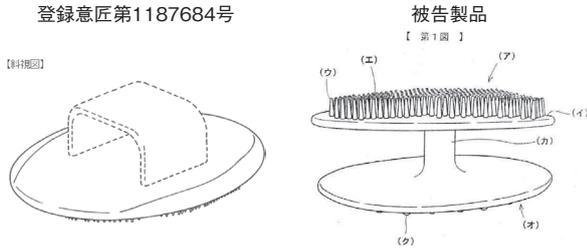
「イ号物件目録記載の物件(ゲルマニウム シリコンブラシ。以下「イ号物件」といい、その本体部分の意匠を「イ号意匠」という。）」とし(1頁)、争点は「イ号意匠は本件登録意匠と類似するか」であるとしている(2頁)。

「イ号物件は、その用途・機能において本件登録意匠に係る物品である「化粧用パフ」と類似するものというべきであり、仮に、その本体部分の意匠であるイ号意匠が本件登録意匠と類似するとすれば、上記の一般需要者に混同を生じさせるおそれがあるものというべきである。」(8頁)として、本件登録部分意匠(ブラシ部分の意匠)とイ号物件(2つブラシ部分を有する)のうち1つのブラシ部分の意匠(イ号意匠)を対比し、両意匠を類似と判断している。

そして、「本件登録意匠は、意匠に係る物品の部

● 図2

登録意匠第1187684号



分をもって意匠登録されているもの（部分意匠）であって、これと類似するイ号意匠はイ号物件の一部を構成するものにすぎない。したがって、本件意匠権侵害により原告が被った損害と推定される被告が受けた利益の額とは、イ号物件のうちイ号意匠に係る部分の製造販売により被告が受けた利益の額ということになるところ、その額は、同部分のイ号物件全体に占める価額の割合等を基準に、イ号物件全体の利益に対する同部分の寄与度を考慮して定めるべきである。」（12～13頁）と説示する。

イ) 大阪高判平成18.5.31(平18(ネ)184号)

〔化粧用パフ事件控訴審〕

「イ号物件は、その用途の点で本件登録意匠に係る物品と一致し、機能の点でも同一であるか又は類似するから、本件登録意匠に係る物品と同一又は類似するといえ、その本体部分の意匠であるイ号意匠が本件登録意匠と類似するときは、前記の一般需要者に混同を生じさせるおそれがあるというべきである。」（7頁）。

ウ) 大阪地判平成19.10.1(平18(ワ)4494号)

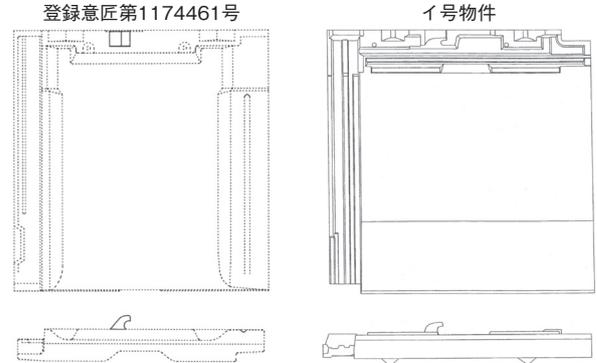
〔平板瓦事件〕〔図3〕

被告製品は「平板瓦」で、「イ号物件の係合凸部の意匠を「イ号意匠」という」とし（5頁）、「ハ号物件の係合凸部の意匠を「ハ号意匠」といい、イ号意匠とハ号意匠を併せて「被告意匠」という」としている（6頁）。「被告意匠は本件登録意匠と類似するか。」が（争点4）である（7頁）。イ号意匠およびハ号意匠の「構成の基本的構成態様」は、「平板瓦の平面視上端中央付近の上面から上方へ突設された鉤状の係合凸部の部分からなる、平板瓦の部分意

匠である」と認定した（26～27頁および29頁）。

● 図3

登録意匠第1174461号



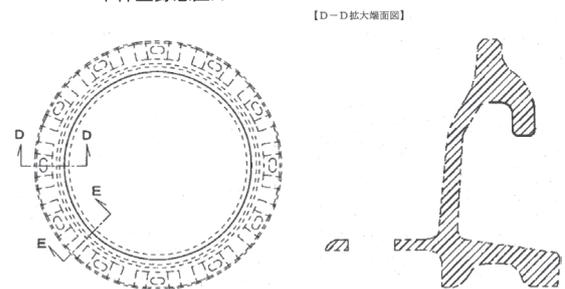
エ) 大阪地判平成22.1.21(平20(ワ)14302号  
〔A意匠権〕、16194号〔B特許権〕、16195号〔C意匠権〕

〔マンホール蓋用受枠事件〕〔図4〕

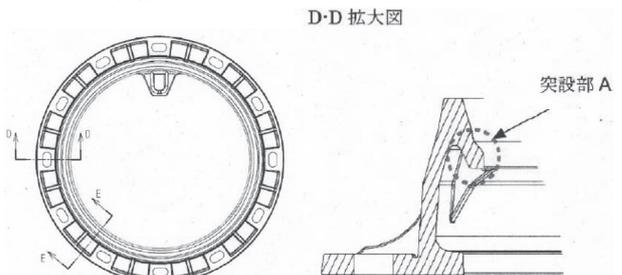
「被告製品A」について、「被告は、別紙物件目録A記載1の製品(以下「被告製品A」といい、本件登録意匠Aに相当する部分の意匠を「被告意匠A」という。)を製造し、販売の申出をしている。」と説示する（3頁）。

● 図4

本件登録意匠A



被告製品A

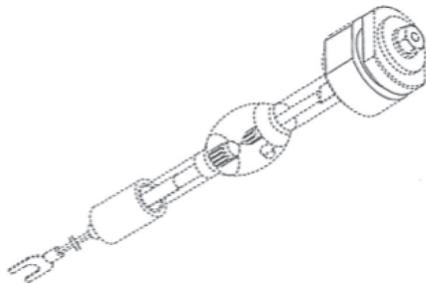


オ) 大阪地判平成25.1.22(平23(ワ)529号、  
判タ1400号328頁)〔放電ランプ事件〕〔図5〕

被告各製品の構成は、別紙被告製品目録1及び同2記載の各図面のとおりであり、被告各製品について、本件各意匠に対応する口金部の意匠に差異はない(以下、当該意匠を「被告意匠」という。)(3頁)。被告製品は2種類であるが、被告製品に共通する部分の形態を、1つの被告意匠と認定している点が注目される。

●図5

本件意匠1 意匠登録第1325923号  
正面・底面・右側面側からの斜視図



被告製品  
正面・底面・右側面側からの斜視図



カ) 東京地判平成25.4.19(平24(ワ)316号)  
〔サンダル事件〕〔図6〕

「被告製品はサンダルであり、本件意匠に係る物品「サンダル」と同一であり、被告製品のサンダル台部分は、本件意匠の当該部分と同様の用途及び機能を有する。被告製品のサンダル台部分の位置、大きさ、範囲等は本件意匠とほぼ同一である。(以下、被告製品のサンダル台部分の意匠を「被告意匠」という。)とし、続けて、「以上を前提として、部分意匠の類否について判断する。」と説示する(17頁)。

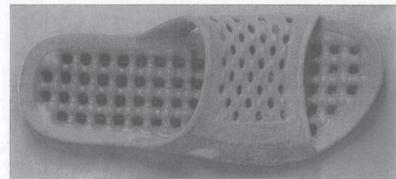
●図6

「サンダル」台部分 意匠登録第1350689号



被告製品

〔平面図〕



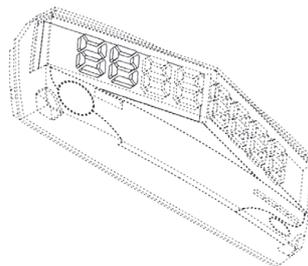
キ) 大阪地判平成25.9.26(平23(ワ)14336号)  
〔遊技機用表示灯事件〕〔図7〕

「別紙イ号物件写真の被告製品において、透明カバーに覆われた表示部のうち正面視中央で2分された左側の平面部分で上下面及び左右側を除く正面の外表面並びに略8の字状に突出して配置されたセグメント部のうち左側2つの部分からなる意匠(被告意匠部分2)の構成は、…」との説示がある(50頁)。類否判断では、「本件意匠部分2と被告意匠部分2は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感が共通しているといえ、類似するものと認められる。」と判断している(52頁)。「意匠部分」とは「部分意匠」と同義であると解される。

●図7

本件意匠部分2

イ号物件写真



### ③被告意匠の美感性

部分意匠の認識において、「範囲」概念と「対比対象」概念を区別しておくことが重要である\*17。部分意匠は、「物品の部分の形態であって視覚を通じて美感を起こさせるもの」であるから、あるまとまりをもった「ゲシュタルト（形態）」として視認されるものでなければならない。抽象的な「範囲」概念のみで捉えられるものではなく、まとまった形態として美感を起こさせるものでなければならないという意味で「対比対象」概念が重要である。

出願人は部分意匠の「範囲」を任意に一点鎖線で区切る等で指定することができるが、一点鎖線は「境界のみを示す線」でしかなく、その画定した「領域」は、すべてが意匠の構成（形態）であるとはいえない。そして、そもそも出願された部分意匠だけが、部分意匠ではなく、公知意匠や被告意匠も部分意匠でありうる。公知意匠には、一点鎖線で区切られた範囲に相当するものは存在しないし、「部分の形態」として視認されないものは部分意匠ではない。公知の部分意匠として視認できる「構成」は、物品の一部の形態であり、一つのまとまった形態（ゲシュタルト）でなければならない。「物品の部分の形態であって視覚を通じて美感を起こさせるもの」（意2条1項）とは、視認できる形態であり、これが類否判断の対比対象となる部分意匠である\*18。

また、裁判例では、「出願人は、一定のまとまりがあり、視覚を通じて美感を起こさせる形状等からなる部分については、……自ら、意匠登録を受けようとする部分を定めることができる」との説示がある\*19。出願人は、自由に部分意匠として意匠登録を受けようとする部分を定めることができるが、意匠登録を受けることができるのは、「一定のまとまり」がある部分、言い換えれば、「形態（ゲシュタルト）」である。この「一定のまとまりがある形態」が対比の対象となりうる部分意匠である\*20。

したがって、被告部分意匠も、当然「視覚を通じて美感を起こさせるもの」であり、「一定のまとまりがある形態（ゲシュタルト）」であることが要件となる\*21。大阪高判平成26.7.4（平25（ネ）569号）〔放

電ランプ事件〕は、原告の「部分意匠は、連続する同一面上に存在する部分のうち出願人が創作的な特徴を有すると判断した部分のみを、任意に意匠として特定できるものであり、当該凸部を本件意匠2と比較すべき部分として第2切欠部に含めることは、出願人が主観的に創作的な部分として思料するとして特定した部分に対応せず、これを逸脱するものである。」（3頁）との主張に対して、「被告各製品において、第2切欠部の当該凸部は、第2胴部を超えて、これに接続する円柱状の部材の周面まで延長されているものではあるが、第2切欠部と一体の形状として認識されるものであるから、被告意匠の構成態様として認識するのが相当である。」（14頁）と説示している（アンダーラインは筆者）\*22。

なお、この美感性は、高度な美でも、特別なものでもなく、一般に「形態」といえるものが普通に視認されることを意味する\*23。これは、本件登録部分意匠と対比して類否判断をする対象たる「被告意匠」を特定するための「美感性」である。需要者にとって、被告意匠が、視覚を通じて「一定のまとまりある形態（ゲシュタルト）」として認識されるならば、それは美感を起こさせるものといえよう。

（つづく）

\*12 茶園成樹編著『意匠法』（有斐閣 2012年）117頁は、「物品の部分の形態である部分意匠の類否判断も、これまで述べてきた意匠の類否判断と同様である。ただし、部分意匠である出願意匠（あるいは登録意匠）と対比されるのは、公知意匠（あるいはイ号意匠）における、当該部分意匠の部分に対応する部分である。」とする。ここでは、登録意匠と対比され類似と判断される意匠が、「イ号意匠」（全体意匠）であるのか「対応する部分」（の意匠）であるか曖昧である。なお、茶園前掲\*7「意匠の利用について」6頁は、明確に「イ号物件に関しても、全体意匠とともに全体意匠の部分の意匠が存在する」と述べていた。

\*13 茶園前掲\*7の6頁参照。寒河江・峯・金井編著『意匠法コンメンタル〔第2版〕』（レクシスネクシス・ジャパン 2006年）〔高橋淳〕405頁は、「部分意匠と被告製品の部分意匠に対応する部分（以下、「対応部分」という）の意匠とを対比して類否判断を行う。」と述べている。

\*14 佐藤恵太「意匠法の1998年改正を省みて」『21世紀における知的財産権の展望』（雄松堂 2000年）では、部分意匠制度は、「物品の部分の形態」について意匠登録を受けるものであり、「正確にいうと「物品として独立して取引される

ことがない、物品の一部に意匠登録を行うこと」と理解されるべきであろう」(216頁)とし、「物品全体の意匠と、当該物品の部分の意匠とは別意匠であり、それぞれ意匠権も独立している」(217頁)と述べている。また、斎藤前掲613頁は、「部分意匠において「意匠」は、物品の部分の形状……そのものである。すなわち、その出願手続にあらわされた(実務上実線で描かれて)部分の形状そのものが、「意匠登録を受けようとする意匠」であり、意匠権の客体である。」と述べている。

- \*15 鈴木前掲86頁は、要部説と独立説との違いについて、「実線で現された意匠登録を受けようとする部分が、侵害訴訟におけるイ号意匠においてどの位置を、大きさを占めていても、当該部分の形状が共通していれば基本的に権利侵害であると認められる、という点に端的に表れる。」と指摘している。ここでは、イ号意匠(被告意匠)が、被告製品の全体意匠と解されていることが明らかである。また、部分意匠とは、出願人が要部を実線で表した出願であると捉えるところから、「出願時の権利化の意図と権利の効力範囲との間に齟齬が生じ得る」というリスクがあると指摘する(91頁)。しかし、部分意匠を「物品の部分の形態」であり、全体意匠(物品の形態)と同様に捉える「実存説」(独立説)から観れば、このようなリスクは部分意匠特有のものではなく、意匠制度の一般的な問題である。なお、要部説については、斎藤前掲の615頁は、「破線部を要部でないものとして扱う考えについて。要部論一般において、「要部」というときは、線や面の連続において形成される形状の一定部分や物品を構成する各部の形状など意匠を構成する要素のうち、美的効果や新規性(客観的な創作)に関連して当該意匠の特徴を最も表出すると考える部分をいうものである。したがって、意匠の類否判断にいわれる「要部」は、常に、全体としての意匠が観念されているものである。すなわち、要部の概念は、常に全体の意匠の存在を前提にするものであるから、破線形状を「意匠」と解する余地のない部分意匠において、部分の形状を要部とする、一般的な意味における要部論は成立しえないのではなかろうか。」と述べている。この指摘を踏まえると、要部説(出願形式説)が成立するためには、「破線形状を「意匠」と解し」、部分意匠においても出願意匠は「物品の形態」全体であり、その「一部分の形態」を要部と指定した出願形式が部分意匠であると理解すべきこととなる。
- \*16 例えば、①知財高判平成23.3.28(平22(ネ)10014号)[マンホール蓋用受枠事件]、②大阪地判平成24.5.24(平23(ワ)9476号、判時2179号118頁、判タ1404号260頁)[角度調整金具用部品事件]、③大阪高判平成26.7.4(平25(ネ)569号)[放電ランプ事件]。
- \*17 本連載第9回部分意匠③(DSIGN PROTECT No.103)18頁以下参照。
- \*18 吉原前掲110頁は、「物品の一部であっても、そこに意匠としてのまとまり、つまり「形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」があれば、意匠登録を認めてもよい。」とし、同113頁は、「意匠の物品性、形態性、視覚性、美感性という要件からして、

物品の部分として一定のまとまりがあり、視覚を通じて美感を生じさせるものであることが必要であるといえる。」と述べている。

- \*19 知財高判平成19.1.31(平18(行ケ)10317号)[プーリー事件]12頁。
- \*20 『基準』では、「一定のまとまり」という用語は使用していないが、「形態的な一体性」「機能的な一体性」との概念がある(『基準』[71.7.1.2意匠ごとに出願されていないものの例]99頁)。斎藤前掲\*2の620～621頁は、「物品のどの部分の形状を「意匠」とするかは、出願人の自由に委ねられている。形状についていえば、唯一、美感にかかわる形態性の要件が部分の形状の選択を制約するものとなる。すなわち、部分意匠の意匠＝物品の部分の形状も美感を起こさせるものであることが必要であるが、そのためにはある程度まとまった範囲の部分であることが必要となる。」と述べる。
- \*21 茶園前掲\*10の16頁は、「部分意匠制度の趣旨から、登録部分意匠に相当する部分の形態が全体意匠とは独立の美感を起こさせるものであるかどうかは問題とならない」と指摘する。理由を正確に捉えられないが、部分意匠制度は「物品の部分の形態」がを起こさせる美感に基づいて保護を図る制度であると解する「実存説」の立場では、被告意匠にも「独立の美感」を要求せざるを得ない。また、これは、被告意匠の特定の問題であり、青木大也「部分意匠の類否に関する一考察」同志社大学知的財産研究会編著『知的財産法の挑戦』(弘文堂2013)205～206頁(注48)が懸念する「その他の部分を含めた対比」をするものではない。したがって、茶園前掲\*10の12頁が、部品意匠と完成品意匠との利用関係による侵害について述べることは、部分意匠の場合も同様に当てはまると解される。すなわち、部分意匠についても、「当該物品の一部の形態は、常に、当該物品全体の形態とは別個に、需要者に対して美感を起こさせるものではない。」のであり、「当該物品の一部の形態が侵害判断の対比対象となるためには、それが当該物品全体の形態とは独立の美感を起こさせると客観的に評価することのできるものでなければならない。そのように評価することのできる一部の形態が登録意匠と同一・類似であれば侵害が認められる。」と思われる。
- \*22 知財高判平成19.1.31(平18(行ケ)10317号)[プーリー事件]では、本願意匠の構成が「ドーナツ形状」であるのに対し、引用意匠の相当部分は「ドーナツ形状」と視認できないとされていた。これは、部分意匠の類否判断の対比意匠(引用意匠)として「一定のまとまりある形態」が特定できない事例である。詳しくは、本連載第7回部分意匠①(DSIGN PROTECT No.101)17～18頁参照。
- \*23 斎藤前掲620～621頁は、「[部分]に限れば、点以外は部分を構成しようが、ここで美感を起こさせる程度の大きさが要件となるもので、形状においてはこれ以外の制約はない。物品の形状のどの部分を権利客体として構成するかは、出願人のほぼ自由に属する事柄である。」と述べる。